

恵那市が発注する公共工事における技術者等の複数現場への配置基準（R4.4.1改定）

（営業所専任技術者）

【恵那市の取扱】

下記通知の「近接」の定義として、「概ね半日程度で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができる」として取り扱うこととします。

【国総建第18号平成15年4月21日国土交通省通知】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

※直接的な雇用関係 監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。よって在籍出向者や派遣社員は認められない。

※恒常的な雇用関係

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者は双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが必要です。

公共工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付する場合にあって入札の申込を伴わないものにあつては、入札の執行日、随意契約による場合にあつては、見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

（主任技術者）

恵那市発注工事における専任の主任技術者の兼務については、下記国土交通省通知に準じて判断することとします。

【国土建第272号平成26年2月3日国土交通省通知】

- （1） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- （2） （1）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- （3） （1）及び（2）の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられて

いることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

ただし、令和3年2月15日から令和5年3月31日までの公告案件（指名競争案件を含む）については、以下のとおり運用します。

- | |
|--|
| <p>(1) 従来のとおり</p> <p>(2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、<u>3件程度</u>とする。</p> <p>ただし、対象工事が全て<u>恵那市発注工事</u>で、<u>災害復旧工事（※）を含む場合は5件程度</u>認めることとし、<u>このうち災害復旧工事以外は3件程度</u>とする。</p> <p>また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含めるが、いずれの場合においても事前に当該発注機関の承諾を得た工事に限る。</p> <p>(3) 国通知のとおり</p> <p>(※) 災害復旧工事とは次の工事をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業、及び災害復旧事業個所で行う改良復旧事業・ 森林法、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急事業、特定緊急事業及び激甚災害対策特別緊急事業 |
|--|

(現場代理人)

【恵那市の取り扱い①】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が1.0km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を2件程度の工事現場に配置できるものとします。

ただし、令和3年3月1日から令和5年3月31日までの公告案件（指名競争案件を含む）については、以下のとおり運用します。

<p>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、<u>工事現場の相互の距離が1.0km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるもの</u>とします。</p> <p>ただし、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、<u>このうち災害復旧工事以外は3件程度</u>とします。</p> <p>また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含めますが、いずれの場合においても事前に当該発注機関の長が兼務を認めた工事を対象とします。</p>
--

【恵那市の取扱い②】

現場代理人については、工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられているが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を2件の工事現場に配置できるものとする。ただし、発注者が、常駐が必要と判断した場合は、この限りでない。

- ① 2件の工事がともに恵那市発注工事であること。
 - ② 2件の請負金額の合計が税込み2,500万円未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が税込み2,500万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。
 - ③ 直近2ヶ年度における市発注工事において2件以上の受注実績があること
- ただし、令和3年3月1日から令和5年3月31日までの公告案件（指名競争案件を含む）については、以下のとおり運用します。

下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるものとする。ただし、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とする。また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含める。

- ① 対象工事が全て恵那市発注工事であること。
- ② 直近2か年度において2件以上の恵那市発注工事の受注実績があること

【恵那市の取扱③】

工事請負契約約款第10条第3項の規定については、上記【恵那市の取扱①、②】によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

- 4) 現場代理人を兼任する場合は、受注者が兼任する全ての工事担当課あて、「現場代理人兼務承認願
- い」を提出しなければならない。

(適用日)

令和3年3月1日以降に契約を行うものから適用する。

(附 則)

令和4年4月1日以降に契約を行うものから適用する。

【参考】 恵那市における技術者等の取扱い（専任等緩和前後の比較）

《現行》

技術者等		距離等	発注者	工事内容	兼務数	備考
現場代理人	取扱①	10 k m程度			2 件程度	
	取扱②	市発注工事	市のみ		2 件（請負額合計が 25 百万円未満）	直近 2 ヶ年度 2 件以上の恵那市発注工事の受注実績があること。
主任技術者		10 k m程度				専任、非専任を問わず+ 1 現場

《緩和》 令和 5 年 3 月の公告案件まで

技術者等		距離等	発注者	工事内容	兼務数	備考
現場代理人	取扱①	10 k m程度			3 件程度	
				災害を含む	5 件程度	内災害は 3 件程度
	取扱②	市発注工事	市のみ		3 件程度	直近 2 ヶ年度 2 件以上の恵那市発注工事の受注実績があること。
				災害を含む	5 件程度	内災害は 3 件程度 直近 2 ヶ年度 2 件以上の恵那市発注工事の受注実績があること。
主任技術者		10 k m程度			3 件程度	
		10 k m程度かつ市発注工事	市のみ	災害を含む	5 件程度	内災害は 3 件程度

※災害： 災害復旧工事は以下の通り

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業、及び災害復旧事業箇所で行う改良復旧工事。
- ・ 森林法、砂防法、地滑り等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急事業、特定緊急事業及び激甚災害対策特別緊急事業

※件数及び距離の程度とは件数にあつては「+1 件」 距離にあつては「+1 k m」を想定。